



お知らせ

産前産後期間の国民年金保険料が免除

産前産後期間の国民年金保険料

【免除期間】 出産予定日又は、出産日が属する月の前月から4か月間。なお、多児妊娠の場合は、3か月前から6カ月。

【対象者】 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届出可能。

【添付書類】 へ出産前に届書を提出する場合

○母子健康手帳

〈出産後に届書を提出する場合〉

○原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

〈個人番号(マイナンバー)により届書を行う場合〉

○マイナンバーカード

※持っていない場合は左記を提示

①マイナンバーが確認できる書類(通知カード、個人番号の表示のある住民票の写し)
②本人確認書類(運転免許証など)



補助金

桂川町住宅改修事業補助金制度 お住まいの住宅改修を補助します

国産業振興課 商工統計係 ☎65・1106
補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません。

【補助対象者】(①②③④すべてに該当)

- ① 申込日現在、町内に住民登録をしている
- ② 補助の対象となる住宅に居住している
- ③ 対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けない
- ④ 町税等の滞納がない(生計を一にする人も含む)

【補助対象住宅・工事】(①②③すべてに該当)

- ① 町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅又は併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
 - ② 「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
 - ③ 工費が10万円以上(消費税別)で、令和3年3月31日までに完了届を提出できる改修工事
- 【補助金額】 改修工事費用の1割に相当する金額(千円未満切り捨て・上限10万円)
- 【その他】 補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください



税

軽自動車税の減免制度 障がいのある方への軽自動車税減免制度

【申請期間】 5月初旬に発送する納付書が届いてから納期限まで
※申請期間以降の受付はできません

【対象】 身体障がい者および身体障がい者と生計を一にする人 ※障がいの程度に要件あり

【申請に必要なもの】 軽自動車税納税通知書(5月初旬発送予定) ○身体障害者手帳、療育手帳など ○運転免許証 ○印鑑 ○マイナンバーカードまたは通知カード

【その他】 減免できる車は、普通自動車を含め1台に限られます。普通車を減免する人は、軽自動車の減免を受けることができません。



子育て

子育て中の仲間と一緒に 離乳食の悩みを解決!

離乳食教室

国健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001

【日時】 5月14日(木) 10時~12時30分ごろ

【場所】 総合福祉センター「ひまわりの里」

【子どもの対象月齢】 4~12カ月(相談可)

【内容】 ○離乳食のお話 ○調理実習 ○試食

【持参物】 ○母子健康手帳 ○エプロン ○三角巾

○ベビー用スプーン ○筆記用具 ○おんぶひも

【その他】 参加費無料。5月7日(木)までに電話で申込(定員10人)。託児あり